

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援制度情報

令和3年1月18日現在

区分	こんなとき	制度内容	締切期限等	お問い合わせ先	
給付金・支援金	売上が減少したので給付金が欲しい	持続化給付金	法人 200万円 個人事業主 100万円	期限延長申込期限 令和3年1月31日 延長後申請期限 令和3年2月15日	持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 長野県松本地域振興局商工観光課 0263-40-1932（要予約）
		松本市新型コロナウイルス対策特別給付金	個人事業主：市内に賃貸事業所有 20万円 事業所無 10万円 宿泊事業者：客室定員×1万円（上限300万円）	期限延長しますが締切は未定	松本市役所 商工課 0263-34-3270
	地代・家賃負担軽減のための給付金が欲しい	家賃支援給付金	法人 上限額600万円（100万円/月） 個人事業主 上限額300万円（50万円/月）	令和3年2月15日	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
助成金・補助金	雇用を維持したい	雇用調整助成金の特例措置	助成率 最大100% 上限額 15,000円/1人1日	令和3年2月28日	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 ハローワーク松本 0263-27-0111
	ITでテレワークや業務効率化等を行いたい	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等30～450万円 補助率1/2～3/4	詳しい情報は公募要項が発表になり次第	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424
	販路開拓等の取組を行いたい	持続化補助金（一般型）	小規模事業者等50万～150万円 補助率2/3	令和3年2月5日消印有効	松本商工会議所 0263-32-5350
	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行いたい	ものづくり・商業・サービス補助金（一般型）	中小企業者等 上限額1,000万円 補助率2/3	詳しい情報は公募要項が発表になり次第	松本商工会議所 0263-32-5350 ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053
融資	資金を調達したい	（国）新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額（別枠） 中小企業事業6億円／国民生活事業8,000万円	令和3年3月31日	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日）、0120-112-476（土曜）
		（国）新型コロナウイルス対策マル経融資	融資限度額（別枠）1,000万円	令和3年3月31日	松本商工会議所 0263-32-5350
		（県）新型コロナウイルス感染症対応資金	融資限度額 運転・設備あわせて4,000万円	令和3年3月31日までに保証申込	長野県産業労働部産業立地・経営支援課 026-235-7200
		（県）経営健全化支援資金 （経営安定対策・特別経営安定対策）	融資限度額 設備8,000万円・運転6,000万円	令和3年3月31日	長野県産業労働部産業立地・経営支援課 026-235-7200
		（市）新型コロナウイルス対策特別資金	小規模事業者は運転資金2,000万円 上記以外は運転資金3,000万円	令和3年3月31日	松本市役所 商工課 0263-34-3110
保証	資金を調達したい	災害緊急特別保証	一般保証枠8,000万円	令和3年2月28日	取引のある金融機関、長野県信用保証協会各支店 長野県信用書協協会保証統括部 0120-34-7680
		セーフティネット保証4号・5号	一般保証枠、危機関連保証とは別枠で2.8億万円	4号 令和3年3月31日 5号 令和3年6月30日	
		危機関連保証	一般保証枠、セーフティネット保証とは別枠で2.8億万円	令和3年6月30日	
納税猶予	納税を後にしたい	納税猶予・納付期限の延長（国税）	国税の納税猶予 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。		国税局猶予相談センター（関東信越国税局） 0120-948-249
		納税猶予・納付期限の延長（地方税）	地方税の納税猶予 令和2年2月1日から同3年2月1日までに期限が到来する法人県民税・法人事業税・個人事業税・不動産取得税、などほぼすべての科目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。		お近くの各長野県税事務所
資産税の軽減	固定資産税・都市計画税の軽減	令和3年度分の 固定資産税・都市計画税の軽減	中小企業者の所有する事業用家屋と償却資産に対して 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて減少している。 30%以上50%未満減少：2分の1軽減 50%以上減少：全額軽減	申告期間 令和3年1月4日（月）から 令和3年2月1日（月）必着	松本市役所 財政部資産税課 0263-33-4398



お問い合わせ：松本商工会議所 中小企業振興部

TEL:0263-32-5350 FAX:0263-32-1482 MAIL:soudan@mcci.or.jp